



平成28年12月6日  
総合政策局運輸審議会審理室

## 運輸審議会会長及び会長の職務を代理する常勤の委員の選任について

運輸審議会会長に原田 尚志氏、会長代理に牧 満氏を選任

運輸審議会の鷹箸 有宇壽 前会長は12月5日付けで運輸審議会委員の任期が満了し、牧 満 氏が12月6日付けで新たに委員に任命されました。

鷹箸前会長の任期満了に伴い、国土交通省設置法第17条第1項及び第3項の規定に基づき、12月6日付けで下記のとおり会長及び会長の職務を代理する常勤の委員（会長代理）を選任しました。

### 記

会長 原田 尚志 （元（株）東日本環境アクセス 代表取締役社長）

会長代理 牧 満 （元 S M B C コンサルティング（株）取締役会長）

【参考】国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）（抄）  
（会長）

- 第十七条 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。
- 会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。
  - 運輸審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならない。

#### [お問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 川崎、木村、近藤  
（代表）03-5253-8111（内線 53515）  
（直通）03-5253-8810（FAX）03-5253-1676

# 運輸審議会について

## 1. 位置付け

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

## 2. 主な審議事項

- ・ 鉄道・軌道の旅客運賃等の上限の設定及び変更認可
- ・ 乗合バスの運賃等の上限の設定及び変更認可
- ・ タクシーの特定地域の指定等
- ・ 混雑空港を使用して運航を行うことの許可
- ・ 安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定及び改定

## 3. 委員名簿（平成28年12月6日現在）

会 長	原田 尚志	（元（株）東日本環境アクセス 代表取締役社長）
会 長 代 理	牧 満	（元 SMBCコンサルティング(株) 取締役会長）
委員(非常勤)	松田 英三	（元（財）日本生産性本部エネルギー環境部 参与）
委員(非常勤)	河野 康子	（（一社）全国消費者団体連絡会 事務局長）
委員(非常勤)	根本 敏則	（一橋大学大学院商学研究科 教授）
委員(非常勤)	山田 攝子	（弁護士）